

## 広島高速道路公社の再発防止に向けた取組状況について

道路企画課

### 1 要旨

高速5号線シールドトンネル工事の契約事案を踏まえ、今後このようなことが二度と起こらないように再発防止に向けた取組を進めており、現時点における取組状況を報告する。

### 2 再発防止に向けた取組状況

#### (1) 広島県監査委員による監査結果

再発防止策の実施状況等について本年1月に県から広島県監査委員に要請した委員監査が県及び広島高速道路公社（以下「公社」という。）を対象に2月に実施され、3月27日に結果報告書が提出された。

##### ①県に対する主な意見

- ア 公社役員が自己の職責を認識し、その職責を全うするよう指導するとともに、役員相互のけん制効果を高めるため、外部役員の登用も含めて幅広く検討すること。
- イ 公社の意識改革とともに、県自らの意識改革にも積極的に取り組むこと。
- ウ 再発防止策の取組状況の確認・検証等を定期的又は随時実施すること。

##### ②公社に対する主な意見

- ア 再発防止策を推進していくため、外部有識者の識見を有効に活用するとともに、幅広く意見を聞くためにも多分野の有識者を加えることを検討すること。
- イ 公社の使命に立ち返って、新たな「公社の風土」を築き上げていけるよう、幅広く意識改革に取り組むこと。
- ウ 公社役員は自己の職責を認識し、その職責を全うするよう努めるとともに、役員相互のけん制効果をより高めるため、外部役員の登用も含めて県市と連携して幅広く検討すること。
- エ 今回の再発防止策を順次拡大していき、将来的には、公社の業務全体で内部統制が機能するよう検討すること。

#### (2) 公社の取組状況

- ①昨年11月に策定し公表した再発防止策（別紙）における「外部による透明性と公正性の確保」に係る取組として、2月に設置規定を制定した入札監視委員会について、3名の委員（弁護士、税理士、大学教授）を選任した。
- ②再発防止策に止まることなく、抜本的な改革に取り組むため、本年1月に設置した公社改革推進チームにおいて「組織体制の改革」、「人の改革」、「意識の改革」の3つの観点から検討を進めており、次の取組を新たに実施している。
  - ア 再発防止の具体的な取組の実施状況の監理などを行う「技術監理課」を設置
  - イ 適切な配置の観点から、ノウハウと経験を積んだプロパー職員を公社として初めて管理職（交通管理課長）へ登用

### 3 今後の対応

この度の監査委員からの意見も踏まえた上で、再発防止策等の取組を着実に実施するとともに、新たな取組についても公社において多分野の有識者の意見を聞きながら検討を進めるなど、引き続き、広島市及び公社と連携して取り組む。また、その状況について節目節目で議会へ報告する。

「第三者委員会の調査報告を踏まえた再発防止の具体的な取組みについて」の実施状況

第三者委員会の調査報告書を踏まえた課題整理		再発防止の具体的な取組		実施状況と今後の取組	
入札契約手続き	<p><b>【入札契約方式】</b> (1)運用の適正化を図るため、学識経験者等の外部の意見を聴取することや、広く周知され、その運用が整備されている入札契約方式を選択する必要がある。 (2)当公社での適用実績がない入札契約方式の実施にあたっては、事前にその運用や解釈の周知徹底を図る必要がある。</p>	入札契約手続きの厳格化	<p><b>【入札契約方式の選択】</b> (1)本件工事のような事案については、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）」による技術提案・交渉方式を選択する。 (2)公社で適用実績がない入札契約方式を実施する場合には周知徹底を図るため、関係部署に対して、整備された運用ガイドラインを基に解釈や運用の研修を開催する。</p>	<p>(1)「技術提案・交渉方式の適用と留意事項について（令和元年11月12日）」により公社職員へ周知し、国の運用ガイドラインの改訂（令和2年1月）を受け、「技術提案・交渉方式の運用要領（令和2年1月24日）」に改定した。 (2)全職員を対象に、令和2年1月29、30日に再発防止の具体的な取組と国の技術提案・交渉方式の運用ガイドラインを説明する研修を開催した。（公社全職員66名中、58名参加）令和2年4月16、17日にも同様の研修を開催する。 <u>また、併せて入札契約制度に精通し、土木技術に幅広い知見を有するコンサルタントを活用して、入札契約制度に係る実践的な研修を全職員を対象に令和2年度上半期に開催する予定である。</u></p>	
	<p><b>【契約額の上限の公表】</b> (1)複数の入札参加資格者が現れ、適正な競争性が促されるよう、本件工事で実施した契約額の上限の事前公表は見直す必要がある。</p>		<p><b>【契約額の上限を事後公表とすることの検討】</b> (1)技術提案・交渉方式を採用する場合には、「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（平成27年6月）」に基づき、参考額を明示する。</p>	<p>(1)「技術提案・交渉方式の適用と留意事項について（令和元年11月12日）」により公社職員へ周知し、国の運用ガイドラインの改訂（令和2年1月）を受け、「技術提案・交渉方式の運用要領（令和2年1月24日）」に改定した。</p>	
	<p><b>【入札契約手続き】</b> (1)公告に定められた事項を遵守し、業者との協議記録の作成を徹底する必要がある。 (2)入札契約手続きの公正性と公平性を確保するために、協議の担当部署とは異なる職員の確認が必要である。</p>		<p><b>【入札契約手続きの改善】</b> (1)技術提案・交渉方式を採用する場合には、業者との協議の内容について、相手方と十分に確認するとともに、記録を作成する規程を整備する。 (2)協議や質問書に対する回答を行う場合には、担当部署とは異なる職員による手続きのクロスチェックを行う規程を整備する。</p>	<p>(1)同上 (2)①同上 ②全ての建設工事、測量・設計コンサルタント業務に適用を拡大し、「設計図書等に対する質問への回答について（令和2年1月24日）」により通知した。（2件の建設工事に適用）</p>	
公社全体の技術力	<p><b>【価格の設定・積算】</b> (1)高度・特殊な工事においても、最新の情報収集により工事費積算に関する知見を高め、適正な価格を設定する必要がある。</p>	公社全体の技術力の向上	<p><b>【適切な契約額の上限の設定・適正な予定価格の積算】</b> (1)高度・特殊な工事においては、公社の施工実績を踏まえ、必要に応じてコンサルタント等を活用するほか、施工実績のある他機関や学識経験者の意見聴取により、同種工事の最新情報を収集し、工事費積算について公社職員の知識・経験レベルの向上を図り適正な価格を設定する。</p>	<p>(1)①「技術提案・交渉方式の適用と留意事項について（令和元年11月12日）」により公社職員へ周知し、国の運用ガイドラインの改訂（令和2年1月）を受け、「技術提案・交渉方式の運用要領（令和2年1月24日）」に改定した。 ②全ての建設工事に適用を拡大し、「適正な予定価格を定めるための工事費積算について（令和2年1月24日）」により通知した。</p>	
	<p><b>【標準案の策定】</b> (1)工事の入札契約方式の如何に関わらず価格の妥当性について検討するため、標準案の策定と適正な工事費積算が必要である。</p>		<p><b>【発注者としての標準案の策定】</b> (1)工事費積算について職員の知識・経験レベル向上にコンサルタント等を活用するほか、高度・特殊で実施設計を行っていない建設工事の入札契約においても、業者が提出する見積書の妥当性について検討できる資料を作成するために、予備設計に基づく標準案を策定する。</p>	<p>(1)同上（①、②とも）</p>	
透明性と公正性	<p><b>【事業全体】</b> (1)最新の情報により策定した発注計画を踏まえ、関係者間で情報の共有を図り、公社事業を適切に執行する必要がある。</p>	外部による透明性と公正性の確保	<p><b>【事業全体の管理】</b> (1)事業の完成目標を踏まえ、適切な事業執行を図るため、事業スケジュールや進捗の情報を共有する連絡調整のための会議を県、市と連携して開催する。</p>	<p>(1)広島高速道路連絡調整会議の設置要綱を令和2年2月14日に制定した。<u>連絡調整会議を今後開催する予定である。</u></p>	
	<p><b>【入札及び契約】</b> (1)地方公共団体による入札及び契約の過程や契約の内容の透明性を確保する取組を踏まえ、公社においても第三者による監視を受ける必要がある。</p>		<p><b>【入札及び契約の監視体制の強化】</b> (1)学識経験者等の第三者で組織される入札監視委員会を設置し、競争参加資格の設定・確認、指名競争入札に係る指名の経緯等について定期的に報告しながら、その内容の審査及び意見の具申等を求め、その結果を閲覧等により公表する。</p>	<p>(1)広島高速道路公社入札監視委員会の設置規程を令和2年2月6日に制定した。また、委員として学識経験者等3名を令和2年4月6日に選任した。<u>今後、審議対象や審議の方法、審議回数等を定め、第1回の入札監視委員会を令和2年7月に開催する予定である。</u></p>	
			<p><b>【入札契約方式の適切な選択】</b> (1)本件工事のような技術提案を求める建設工事の発注にあたり、公社に設置する競争入札等執行委員会で審査する場合において、あらかじめ県及び市から入札契約方式の選択や入札契約手続きに関し意見を聴取する。</p>	<p>(1)「技術提案・交渉方式の適用と留意事項について（令和元年11月12日）」により公社職員へ周知し、国の運用ガイドラインの改訂（令和2年1月）を受け、「技術提案・交渉方式の運用要領（令和2年1月24日）」に改定した。</p>	
	<p><b>【総合評価落札方式における学識経験者の意見聴取】</b> (1)総合評価落札方式を行う際、落札者を決定する評価基準を定める場合や落札者を決定しようとする場合に、学識経験者の意見を聴取する。</p>		<p>(1)建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務を対象とした総合評価落札方式試行要領をそれぞれ令和元年7月1日、8月1日に改定し、全8件について学識経験者から意見を聴取した。<u>また、今後は総合評価落札方式試行要領の運用によって聴取した学識経験者の意見等を踏まえて、評価基準等の見直しについて検討し、必要に応じて改正を行う。</u></p>		

※下線部は「今後の取組」